



中野晃一は詐欺的行為をしたデザキの指導教官（写真提供/共同通信社）

# 映画『主戦場』 上智大学腐敗の構造

新しい歴史教科書をつくる会副会長  
藤岡信勝



\*本稿では、立場の如何を問わず、人名はすべて敬称を省略する。

## 「学術研究」の触れ込み

日系二世のアメリカ人ユーチューバー、通称ミキ・デザキは日本名「出崎幹根」を名乗り、上智大学の校章と「大学院生」とだけ書かれた名刺を持ち歩き、修士課程を修了するための「卒業制作」と称して、保守系論者約十名に慰安婦問題に関するインタビューを持ちかけ、二〇一六年六月

から翌年の二月にかけて映像を集めた。

協力者の一人で、上智大学で出崎の大先輩にあたる山本優美子に対し、出崎は次のように慰安婦問題でインタビューを求める理由を説明していた。

「慰安婦問題をリサーチするにつれ、欧米のリベラルなメディアで読む情報よりも、問題は複雑であるということが分かりました。慰安婦の強制に関する証拠が欠落しているこ

とや、慰安婦の状況が一部の活動家や専門家が主張するほど悪くはなかったことを知りました。私は欧米メディアの情報を通じていたと認めざるを得ませんが、現在は、疑問を抱いています」（出崎から山本への二〇一六年五月二十四日のメール）

これは、実はインタビューを引き受けさせるための誘い水で、保守派を血祭りにあげるための「擬態」にほかならなかった。

インタビューの目的については次

のように書いていた。

「大学院生として、私には、インタビューさせて頂く方々を、尊敬と公平さをもって紹介する倫理的義務があります。これは学術研究でもあるため、一定の学術的基準と許容点を満たさなければならず、偏ったジャーナリズム的なものになることはあり

りません」（同右）

「公正性かつ中立性を守りながら、今回のドキュメンタリーを作成し、卒業プロジェクトとして大学に提出する予定です」（同年五月三十一日のメール）

出崎はこうして得た映像・音声を、協力者にはひと言の断りもなく、自らが「監督」と称して制作した『主戦場』なる商業映画に無断転用した。しかも、二〇一九年四月から一般公開されたその映画は、保守系論者の主張を断片的に取り出しては、それを左派の多数の論者に徹底的に叩かせ、こちらには一度も反論の機会を与えないという不公平極まりない構成のものであった。そのうえ、善意で協力した人たちに対し、「歴史修正主義者」「否定論者」「右翼」「性差別主義者」などのありとあらゆるレッテル用語をほしきままに貼り付けた。

「新しい歴史教科書をつくる会」を創設し、教科書問題に取り組んできた藤岡には、特に「歴史修正主義者」

のレッテルが執拗に貼られ、映画のなかでナレーターの出崎が英語で「歴史修正主義者」という言葉を発するたびに藤岡の顔写真が現れるといった方法で、この邪悪なレッテルを何度も浴びせていた。その他、様々な映像テクニクを駆使して、出崎は協力者の人格を侮辱し、攻撃した。

映画には、出崎が約束した協力者に対する「尊敬」と「公平さ」などひとかけらもなく、学術研究の生命線である「公正性・中立性」とは全く無縁であった。不道德極まりない、前代未聞の破廉恥な詐欺的行為である。

## 出崎と中野の共謀

さらに重大・深刻なのは、この詐

欺的行為が「不良外人」のアメリカ人青年がたまたま暴走したというだけの単純なものではなかったことだ。

出崎の所属した上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科で、出崎の指導教授であった中野晃一の全面的な指導と指示があったのである。出崎を指導して、協力者から承諾書のサインを取ってくるよう要求したのは中野晃一である。

藤岡はサインを拒否した。すると出崎は、次の文面のメールを送ってきた。たどたどしい言い回しは普通の日本文に直して引用する。

「ドキュメンタリー承諾書の件ですが、私たちの指導教官と話しましたところ、藤岡先生の出演部分がドキュメンタリーの中核を占めるのであれば(そうなると思います)、やはり承諾書へのサインなしには、ドキュメンタリーの製作へ着手することが

難しいと言われました」

これによれば、何と中野は初めから「学術研究」を掲げつつそれを商業映画に転用することを企図し、そうしたも文句が言えないようにするために協力者から承諾書を取得することを、指導下の大学院生に指導していたのである。

中野は出崎の詐欺的行為に初めから深く関与し、むしろ主導していたと言うほかない。他方、後述するように、研究倫理に関する上智大学の学内規定を徹底的に無視し、この詐欺的行為が成功するように細心の注意を払っていた。

当然ながら、被害者は声を上げた。すると、中野は謝罪するどころか、「いまになって騙されたなんだから、言ってるけど、全部自分がしゃべっている話なんですな」(四月十九日、参議院議員会館での講演)と開

き直り、「自分も出演した」と言い、「ちよっと一つ宣伝をさせて下さい」と言つて、この不道徳な商業映画への観客動員まで行っていたのである。

上智大学を舞台に、「学術研究」を政治的プロパガンダに悪用し、善意の研究協力者をペテンにかけて人権を侵害したこの事件は、大学院生・出崎幹根と同大教授・中野晃一との共謀によるものである。

詐欺映画『主戦場』は四月二十日、東京・渋谷の映画館を皮切りに全国四十数カ所で上映され、この種の作品としては異例のヒットとなった。映画の上映のたびに、被害者は映画のなかで罵倒・嘲笑されるわけで、抵抗できない精神的リンチを受け続けているようなものである。上映地域の広がりには、そのまま、それに比例した人権侵害という被害の広がりである。

日本だけではない。映画『主戦場』

には、日本語版、韓国語版、英語版の三つのバージョンがあり(前掲、中野の講演による)、韓国では七月下旬から上映が始まった。

九月二十一日にはアメリカ東部のブラウン大学で、『主戦場』の上映会と出崎を交えた討論会が計画されている。いまのところはこの種の自主上映会が各地で計画されているだけのようだが、出崎とその支援グループの最終的な目標は、アメリカ全土の商業映画館での上映であることは間違いないと思われる。

### 質問状を門前払いに

この事件について藤岡は、本誌『月刊Hanada』の二〇一九年八月号と九月号の二回にわたって書いてきた。本稿では、その後の展開をレポート

する。

ケント・ギルバート、トニー・マラーノ、藤岡信勝、藤木俊一、山本優美子の五名は、代理人弁護士を通じて、八月二十八日付の上智大学に対する「通告書」をまとめ、二十九日、内容証明郵便として発送した。宛先は上智学院理事長佐久間勤と上智大学学長嘩道佳明である。ここに至るまでの経過を振り返っておこう。

〈1〉四月二十七日、藤岡信勝、藤木俊一、山本優美子の三名は連名で、出崎の属していたグローバル・スタディーズ研究科の委員長宛宛てに質問状を出した。事件の概略を述べたあと、回答を求めたのは次の諸点だった。

①出崎とインタビュールに同席した岡本明子、オプリー・シリブイの大学院在籍期間②出崎の担当教授は誰

か③出崎は卒業プロジェクト映像を大学院に提出したか。提出した場合は、コピーをもらえないか④大学院側は映画『主戦場』の商業的一般公開の件をご存じか⑤卒業プロジェクト協力のためにインタビュールを受けた私たちに事前に知らせず、卒業後に映画として一般公開する行為について研究科はどのように考えるか……。

これに対して、五月九日、研究科委員長デヴィッド・ワンクから回答があった。大学院生本人の書面による許可がなければ教えることはできないというのだ。加害者の同意がなければ、被害者は問い合わせもできないというわけだ。

〈2〉藤岡は山本の協力のもとに、大学当局に直接話をしに行くことを計画した。六月二十一日、藤岡は研

究不正の告発窓口である監査室に電話をかけ、窓口の担当者に約三十分間にわたって事情を話した。そして、学長または研究倫理担当の副学長に面会するためのアポを求めたが、私たちに「会うかどうかを含めて検討中」との回答だった。いつまでにその結論が出るか質問しても、答えなかった。

〈3〉そこで、私たちは「別の手段」をとることにしたのだ。それが、前記の「通告書」の送付である。「通告書」は、内容証明郵便で三十ページに及ぶものとなった。

### 倫理委員会の審査を無視

「通告書」では、事件のあらましについての記述に続いて、出崎の研究が「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の審査を受けていない問題を取り上げた。上智大学には、「人を対

象とする研究」において、その研究が倫理委員会の審査を受ける必要のある研究であるかどうかを研究者（この場合、学生・院生を含む）が自らチェックするためのチェックシートがある。そこには二十四項目の設問があり、〈yes no〉で答えるものになっている。たとえば、次のような項目である。

① 研究対象者が何らかの身体的または精神的な負担、不快、苦痛あるいは危険性を伴う可能性がある。

今回のケースでは、実に九項目がyesとなる。その全ての項目を列挙し、説明を加えた。もし一箇所でもyesに該当すれば、「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の審査を受ける理由となるのだが、九箇所にもわたって該当しているのである。

以上を受けて、「通告書」は大学当

局に対し、次のように質問している（直接引用は《》で括弧で示す）。

《貴学にお尋ねします。出崎の卒業研究は「人を対象とする研究」の事前審査を受けるべき研究と考えられますか。〈yes〉または〈no〉で回答ください。また、〈no〉である場合には、上記9項目について、いずれにおいても該当しない理由をご教示下さい》

上智大学では、「人を対象とする研究」においては、研究協力者に対してインフォームド・コンセントの徹底が義務付けられている。研究の目的や手続き、指導教授などについて、文書を渡してよく説明したうえで同意書にサインしてもらうことが研究者に義務づけられている。

然るに、出崎の研究は全くインフォームド・コンセントの手続きを実施していない。もし、義務づけられ

た各項目について、文書に基づきキチンと説明していれば、商業映画に転用する本来の目的は隠しきれれるものではなかった。

また、インフォームド・コンセントには「研究への参加は任意であり、参加に同意した場合であっても随時これを撤回できること」が研究協力者に認められた権利として確認されている。そこで、「通告書」の発信主体である五名の協力者が、《この権利行使し、インタビュ素材の撤回・破棄を要求した場合、貴学としていかなる対応を講じられるのか、お答えください》と「通告書」は書いている（なお現在、同権利行使の手続きを検討中である）。

### 指導教授と大学の責任

続いて、「通告書」は上智大学の当

局に対し、以下の質問を提出している。

《出崎の修了研究について、学術研究上の倫理規定に対する重大な逸脱があったと認識されますか。〈yes〉または〈no〉で回答ください。

〈yes〉の場合はその具体的な問題箇所をご指摘ください。〈no〉である場合、今回の出崎の修了研究のような手法・手続きにおいて再び同様の研究が今後生じた場合でも、上智大学は全く問題なく、学術研究の正当な方法であると認識されますか。〈yes〉または〈no〉で回答ください》

次いで、中野教授の責任について質問する。

《出崎の修了研究を指導・監督する責にあった貴学の学術研究の指導責任について、重大な過誤があったと

認識されますか。〈yes〉または〈no〉で回答ください。〈yes〉の場合はその具体的な問題箇所をご指摘ください。〈no〉である場合、今回の出崎の修了研究に対する指導・監督として再び同様の対応が指導教員によって繰り返されたとしても、上智大学は、学術研究上正当な指導であると認識されますか。〈yes〉または〈no〉で回答ください》

《貴学の学術研究は、指導・監督の立場を超えて、本件修了研究の共同制作者としてこれに密接に関与しており、学術研究とは名ばかりのプロパガンダ映画を上智大学という信用度の高い学術研究機関の看板を利用した詐欺的手法によって製作したこと自体、貴学に社会的責任が発生すると考えます。

貴学は、中野教授が貴学の社会的

信用を騙<sup>かた</sup>って詐欺的手法によってプロパガンダ映画を製作したことを貴学の名誉と信用を傷つける行為であると認識されますか。(Yes)または(No)で回答ください」

「結語」の部分では、回答期限を十月末日と定め、上記各質問への誠実な回答を求めている。最後に、「通告書」は次の言葉で締め括<sup>くわ</sup>られている。

《本問題が貴学の信用と名誉にかか重大・深刻な事案であることに鑑<sup>かんが</sup>み、本事案に関する情報を貴学の教授会構成員全員に告知すること、さらに貴学からの回答を含め所轄官庁たる文部科学大臣に事案の詳細を報告する予定であることを申し添<sup>そ</sup>えます》

「通告書」の効果はすぐに表れた。いままでも当方の訴えをことごとく無視してきた上智大学から、初めて連絡がきたのである。

九月二日午後四時半頃、「新しい

歴史教科書をつくる会」の事務所に、上智大学学術情報局研究推進センター事務長のM氏から電話があり、文書を送りたいので藤岡の住所を知らせてほしいという用件である。上智大学では藤岡の(六月二十一日の)通報に基づき、調査委員会を立ち上げるようになったので、学内手続き上必要があり、通知文を送りたいのだという。

九月四日午前、「つくる会」事務所に封書が届いた。九月三日付で、上智大学学長・嘸道佳明<sup>ふちのみち</sup>から藤岡信勝宛<sup>あて</sup>の一枚の文書には、「研究活動上の不正行為に係る調査について(調査の実施及び調査委員会委員の通知)」というタイトルがついている。

六月二十一日と二十四日に、藤岡から「本学修了生が在学中の二〇一七年度に制作した Graduation Project

を据<sup>た</sup>えていたのである。

さらに驚いたことがある。その講座の十人の講師のなかには、荻上チキ(評論家)と堀潤(ジャーナリスト・元NHKアナウンサー)の両名が含まれていたのだ。荻上と堀は、四月二十日に『主戦場』の一般映画館での上映が始まった直後の四月二十四日と二十五日に、それぞれTBSラジオとJ-WAVEで出崎を招いて、彼の商業映画のプロモーションの場を提供した番組の司会役を務めていた人たちなのだ。

彼らは、同一の方向性を持った活動に取り組んでいる、いわば運動上の仲間であり、中野、荻上、堀、Aは地下室のような人的ネットワークでつながっているのである。中野は常日頃から築いてきたこうした人的ネットワークを最大限に活用して、

について「上智大学人を対象とする研

究に関するガイドライン』に基づく審査や手続きを経ておらず、研究活動上の不正行為の疑いがある旨の通報がありました」という文面で始まっている。文書には、「上智大学における研究活動上の不正行為に係る調査の手続に関する内規」のコピー十ページが添付されていた(この内規自体は、大学のウェブサイトにて公開されている)。

文書には、調査委員に指名された五人の氏名と所属が書かれたリストがあり、学長からの文書が到着した日から起算して七日以内に、委員について異議を申し立てることができるとなっている。

### 調査委員の顔ぶれ

九月四日に着信した文書によれば、今回の調査委員会委員の名簿は出崎の映画の制作・宣伝に努めてきたわけだ。

このようなことがわかると、『主戦場』が出崎の思いつきでなされた「卒業制作」などという生やさしいレベルに留まる性格のものではなく、慰安婦問題で劣勢の左翼・リベラル派が総力をあげて取り組んだ一大プロジェクトであったという事情を窺<sup>うかが</sup>い知ることができる。A氏は、まさにこういう運動上の人脈に連なる人物のひとつであったのだ。

しかも、同教授は学内から選ばれた唯一の教授職の委員となるため、内規の規定によって自動的に調査委員会委員に就任することになる。異議申立書では上記の根拠を全て明示したうえで、A教授について委員として明白に忌避<sup>きひ</sup>することとした。八百人もいる上智大学の研究職

- 次のとおりであった。
- ① A (本学教員 外国語学部ドイツ語学科)
  - ② B (本学職員 学長付)
  - ③ C (外部有識者)
  - ④ D (外部有識者〈弁護士 X総合法律事務所〉)
  - ⑤ E (外部有識者〈弁護士 X総合法律事務所〉)
- まず、①のA氏は、外国語学部ドイツ語学科の教授で、中野晃一教授とは所属こそ異なるものの、両者は研究上密接な関係にある。たとえばA教授は、「ソフィア・コミュニティ・カレッジ」の二〇一六年度秋期教養・実務講座「十八歳からのメディア・リテラシー」のコーディネーターを務めていたが、十回の講座のなかで基調講演の位置を占めると考えられる第一回の講師として、中野晃一教授

の人員のなかから、形式的にも実質的にも中野教授の人脈に属さない人を選ぶのは少しも困難なことではなはずだ。

次に、②のB氏は学長付の職員ということで、特に異議をはさむ理由はない。

## 中野人脈で固めた人選の怪

③④⑤のC氏、D氏、E氏は「外部有識者」となっていて、委員五名中の三名を占めている。これは内規第十一條第三項で「調査委員会の委員の過半数は、上智学院に属さない外部有識者でなければならぬ」という規定によるものと理解できる。しかしながら、③のC氏は、肩書きは単に「外部有識者」とのみ表記されているが、調査委員会の委員としては不適合である。

もはや事は腐敗の領域に入る。

## 「被告発者」から外す策謀

あれだけの研究倫理違反を犯し、不正行為を働いた中野に一指も触れさせまいとする上智大学の強烈な意思は、いままで検討してきた調査委員会の人選に表れているだけではない。

そもそも上智大学は中野を被告発者としては扱わず、調査委員会の議題から排除することを企んでいるのである。それが、なぜ長期にわたってあれだけ当方の言い分を徹底的に無視してきたのに、内容証明郵便で「通告書」を送付した途端に、速攻で調査委員会設置の通知を送りつけてきたかの謎を解くカギとなる。

先に述べたとおり、私たちは三段階を経て、上智大学に研究倫理に反する不正行為を訴え続けてきた。その告発は完全に上智大学の研

C氏は一九九二年から二〇〇九年まで上智大学に在籍していた教授で、現職の上智大学名誉教授である。一体全体、その大学の名誉教授は「外部」有識者といえるのか。

C氏は、「憲法九条にノーベル賞を」という運動団体の支援者であり、中野もC氏もこの団体の呼びかけ人になっている。九十九名の推薦人のうち、上智大学関係者はこの二人だけである。また、「表現の自由を考へよう 市民らが二十五日、茅ヶ崎で学習会」(二〇一九年一月二十二日付 神奈川新聞ネット記事)のように、慰安婦問題関連の催しについて活発な活動を地元でも行っている。

C氏についても、委員として明確に忌避する。

外部有識者のうち残りの二名は、いずれも弁護士である。しかも二人

究倫理規則に則したものであるにもかかわらず、上智大学は門前払いをするか、引き延ばすか、無視するという態度に出た。

四月段階の質問状は、卒業した大学院生の個人情報にかかわるとして、本人の文書による承諾を取るという不可能な条件を課して門前払いをする。このことは中野も了解済みで、中野は一般を対象とした講演でその作戦を口にしていく。

六月段階の藤岡の電話による告発は、言を左右にして退ける。「検討中」ということにし、検討の期限は絶対に明示しない。この引き延ばし戦術で、うまくかわすことができた。これで藤岡らが諦めてくれれば、出崎や中野をまんまと守りおおせて一件落着である。

ところが、予想外のことが起こった。八月三十日、内容証明郵便が届

の弁護士は、同一の法律事務所に所属している。二人は上智大学の顧問弁護士なのかもしれない。このことを確かめるため、この件の担当窓口のM氏に質問したが、明確な回答は得られなかった。

こういう状況のもとで公正な調査と審議が期待できるのか、はなはだ疑問である。仮に二人の弁護士が上智の顧問弁護士ではなかったとしても、なぜ同一の弁護士事務所から外部有識者を任命しなければならぬのか、疑念を禁じ得ない。

それにしても、よくもまあ、中野人脈に属する人物でガチガチに固めたものだと、驚き呆れるばかりだ。中立・公正の意識のかけらも見当たらない。上智大学は、この人選で中野を徹底的に守り抜くという決意を表明したと言える。ここまでくると、

いたのである。告発に対して何も対応しなかったという事実は、調査結果の如何にかかわらず、大学として瑕疵にあたる。大学管理者は慌てて調査委員会を発足させるといふ手続きをとり、大学が訴えを無視したわけではない、というポーズを世間に向けて示さねばならなくなった。

しかし、調査委員会を開くとしても、中野に累が及ぶ結論は出せない。そこで、仮に調査委員会が出崎の研究不正を否定し得なかったとしても、それは未熟な大学院生の勇み足であり、指導教授に監督責任はあるが、それも過失によるものとし、処分としては譴責程度で済ませるシナリオを描いたのではないか。調査対象を大学院生の研究不正に限定したうえで調査委員を身内で固めれば、そのとおりの結論を導くことはとても容易である。

ただ「通告書」は、出崎だけでなく現職の教授である中野晃一の故意による責任を正面から問題にしている、のつびきならないものである。そこで、「通告書」をスルーできるように、いままで放置してきた六月の藤岡による監査室への電話を、告発の受理として位置づけ直すことにしたのである。都合がよかつたのは、そのときの電話は僅か三十分足らずの説明で、藤岡は当然ながら出崎の不正行為とそれによる被害を中心に話をし、中野の不正については詳しく語る時間がなかつたのである。

調査委員会の窓口担当者によれば、七月の末か八月月上旬に、担当副学長から調査委員会をつくることを示唆されたという。七月末と言えば、『月刊Hanada』の九月号が月末に発売された直後である。それを讀んで、問題が上智大学そのものに広が

る予兆を感じたのであろう。しかし、それから一カ月間、何をしていたのか判然としない。

しかし、八月末になって「通告書」がきたから、急いで調査委員会をデッチ上げたのだろう。急ぐ最大の理由は、調査委員会の設置が「通告書」の到来とは無関係であることを装うためである。

しかしこういう小細工のため、困ったことが次々と起こる。たとえば、調査委員会設置を決めたのが七月末だとすると、その時点で学内規則によれば文科省に報告しなければならぬ(内規第十五条第十項)。本当にその時点で報告したのか。また、六月の藤岡による告発を受理したとすれば、その時点で藤岡にそれを通知することが学内規則で決まっている(内規第四条第五項)。藤岡は何もその種の通知を受け取っていない。

審査機関の審査を受けていない。

③出崎が研究協力者と交わした合意文書には学術研究目的と記載すべきなのに、出崎は逆に、記載していないことを公言し、それを以て商業映画に使われることを研究協力者が同意したかのように主張している。

④公開前に、全編ではなく当人のトック部分のみを見せたのは、研究者の姿勢として失格だ。

⑤研究対象者から抗議を受けている時点で、すでに研究倫理に反している。

⑥研究対象者からの抗議に対して、ユニチューブ上で笑いながら勝ち誇ったかのように反論したことには最も腹が立った。出崎は研究協力者のお陰で修士課程を修了できたのだから、個別に謝罪・弁明するのが研究者としてあるべき姿勢である。

⑦研究対象者の利益は社会的利益に

優先されなければならぬということとは、アカデミズムの常識である。

⑧上智大学で真面目にインタビューやフィールド調査を基に研究を行う学生にとっても迷惑だ。他の学生と異なつて彼だけが特別扱いされるのは不当だ。

⑨出崎や中野が「歴史修正主義者の人権は無視しても構わない」と考えていないことを望む。

社会的問題へのアプローチはいろいろあつてよいが、肝心なことは、それを超えた研究倫理に関する常識を備えているかどうかなのだ。この大学院生・宮本は、その点で、上智大学の当局よりも遙かに立派な見識を有しているということが出来る。ここにかすかな希望がある。

周知のとおり、上智大学はカトリック精神を建学の礎とする由緒ある大学である。その上智大学で、この

さらには、本調査の決定日は調査委員会の調査開始期限の起算日として定めがあるため、一意的に確定しなければ、手続上瑕疵が発生するのである(内規第十六条)。

## 上智大学内部からの批判

中野＝出崎の研究倫理違反については、すでに上智大学の内部からも批判の声が上がっている。『月刊Hanada』九月号に、上智大学の現役の大学院生・宮本タケロウが『主戦場』ミキ・デザキ氏は研究倫理違反」という文章を寄せている。宮本が出崎について、研究倫理違反であるとする論点を要約すれば、次のとおりである。

①出崎はグローバル社会専攻の修了要件である十〜二十枚程度の簡単なレポートすら提出していない。

②出崎は「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」という

ような他者の人権を踏みにして居じない、「目的のためには手段は正当化される」という、共産主義イデオロギーと同根の体質が主流となつてしまつているとすればどうなるか。

一九八一年二月、ローマ教皇ヨハネ・パウロ二世が来日し、上智大学を訪問した。今年の十一月、三十八年ぶりに日本を訪れるローマ教皇は、上智大学の惨状をどう見るであろうか。この大学の良識ある関係者、そして卒業生は、この問いを共有してほしい。

### ふじおかのぶかつ

一九四三年北海道生まれ。教育研究者。北海道大学教育学部卒業、同大学院教育学研究科博士課程単位取得。東京大学教育学部教授、拓殖大学教授などを歴任。教育学(教育内容・教育方法)専攻。九五年、教室からの歴史教育の改革をめざし「自由主義史観研究会」を組織。九七年、「新しい歴史教科書をつくる会」の創立に参加。著書に『教科書採択の真相』(PHP新書)、共著に『ザ・レイフ・オブ・南京の研究』(祥伝社)、「教科書が教えない歴史」(産経新聞ニュースサービス)など。